

独立行政法人日本スポーツ振興センターの令和元年度業務実績に関する評価一覧

				自己評価	大臣評価
総合評定					A
項目別評定					
番号	重要度	難易度	項目	自己評価	大臣評価
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の向上に関する事項					
I-1	高		スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	A	A
I-2		高	国際競技力向上のための取組	A	A
I-3	高	高	スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	A	A
I-4			スポーツ・インテグリティの保護・強化	A	A
I-5			災害共済給付の実施と学校安全支援の充実	A	A
I-6			国内外の情報の分析・提供等	A	B
II. 業務運営の効率化に関する事項					
II			業務運営の効率化に関する事項	B	B
III. 財務内容の改善に関する事項					
III-1			財務内容の改善に関する事項	B	B
III-2					
IV. その他業務運営に関する重要事項					
IV-1			長期的視野に立った施設整備の実施	A	A
IV-2			内部統制の強化	B	B
IV-3			適正な人員配置等	B	B
IV-4			情報セキュリティ対策の強化	B	B

評価基準について

文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(平成27年6月30日文部科学大臣決定)において、以下のとおり規定されている。

【総合評定】

S	所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
A	所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
B (標準)	所期の目標を達成していると認められる。
C	所期の目標を下回っており、改善を要する。
D	所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

【項目別評定】

S	所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。 (定量的指標において120%以上かつ質的に顕著な成果)
A	所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 (定量的指標において120%以上)
B (標準)	所期の目標を達成していると認められる。 (定量的指標100%以上120%未満)
C	所期の目標を下回っており、改善を要する。 (定量的指標80%以上100%未満)
D	所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。 (定量的指標80%未満等)

評価の際の留意事項について

文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(平成27年6月30日文部科学大臣決定)において、以下のとおり規定されている。

【総合評定】

- ・あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮する。
- ・法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引き下げを行う。特に、法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定に関わらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。
- ・「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定に関わらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

【項目別評定】

- ・評定を付す際には、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する。
- ・目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。評定を引き上げる場合は、その根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述する。
- ・評定の目安は「B」が標準。
- ・「S」を付す場合には、その根拠を量的及び質的の両面から具体的かつ明確に記述する。
- ・「C、D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

【その他】

- ・曖昧又は冗長な表現は排除し、簡潔かつ明瞭な分かりやすい記述を行う。
- ・経年比較等のデータ比較・分析情報を表形式で記載するなど、一覧性や分かりやすさに留意する。
- ・評価の過程で特に対応が必要な業務運営上の課題が検出された場合には、翌年度以降、当該課題への法人の対応状況について適正に評価する。